

2. 積立式定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

(1) この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。

この場合、必ず通帳を持参してください。

(2) この預金は、口座振替の方法により預入れができます。

この場合、振替日、振替金額、引落指定口座等は、別に提出された口座振替依頼書に記載されたとおりとします。

2. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (預金の種類、継続方法等)

この預金の預入れおよび継続は、あらかじめ指定された型区分により次のとおり取扱います。

(1) 自由型の場合

① 個人名義口座

A. 預入日（継続をしたときはその継続日。以下同様とします。）の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預りします。

B. 預入れの預金は、最長預入期限に元利金をもって、期日指定定期預金に自動的に継続します。

C. 前記B. の継続に際し、最長預入期限を同一日とする預金については、これらの合計額をもって1口の期日指定定期預金とします。

D. 継続された預金についても同様とします。

E. 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

② 法人名義口座

A. 預入日の2年後の応当日を満期日とする1口の自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。

B. 継続に際しては、満期日に前号と同様に取扱います。

(2) 満期目標型の場合

預入日から指定された目標満期日（以下「目標日」といいます。）までの期間に応じて次によりお預りします。

なお、預入れは目標日の1ヵ月前までとします。

① 個人名義口座

A. 期間が1年未満の場合

目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。

【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

B. 期間が1年以上3年以下の場合

目標日を満期日とする期日指定定期預金としてお預りします。

C. 期間が3年超3年1ヵ月未満の場合

1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。

D. 期間が3年1ヵ月以上の場合

3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金としてお預りします。

E. 前記C. D. によりお預りした預金は、次により継続します。

(A) 満期日を継続日として、元利金をもって継続日から目標日までの前記A. B. C. D. の期間に応じた預金に自動的に継続します。

(B) 継続された預金についても同様とします。

F. 前記E. の継続に際し、継続日を同一とする預金については、これらの合計額をもって1口の預金とします。

② 法人名義口座

A. 期間が2年以下の場合

目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。

B. 期間が2年超2年1ヵ月未満の場合

1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。

C. 期間が2年1ヵ月以上の場合

2年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。

D. 前記B. C. によりお預りした預金は、次により継続します。

(A) 満期日を継続日として、元利金をもって継続日から目標日までの前記A. B. C. の期間に応じた預金に自動的に継続します。

(B) 継続された預金についても同様とします。

E. 前記D. の継続に際し、継続日を同一とする預金については、これらの合計額をもって1口の預金とします。

4. (預金の支払時期等)

(1) 自由型の場合

① この預金は、継続停止の申出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。

A. 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の預金残高の全部または一部に相当する金額について、据置期間満了日（継続をしたときはその据置期間満了日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヵ月前までに通知をしてください。

この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

B. 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。

継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期

【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

日の指定がないときも同様とします。

- ② 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- ③ 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前号により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

(2) 満期目標型の場合

- ① この預金は、目標日以後に支払います。
- ② 預入れの預金が期日指定定期預金の場合は、前項と同様に満期日を指定することができます。

5. (総合口座取引の担保)

この預金は、総合口座取引の担保として利用することができます。

この場合、この預金規定によるほか、総合口座取引規定により取扱います。

6. (利息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入れの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日（または最長預入期限）の前日までの日数および預入日における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

- A. 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率
- B. 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率

（以下「2年以上利率」といいます。）

② 預入れの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数および預入日における預入期間に応じた当行所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算します。

ただし、預入日の2年後の応当日を満期日とした預金（以下「自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。）は、預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」といいます。）に、預入日から中間利払日の前日までの日数および当行所定の利率による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として支払います。

また、中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

(2) 利率は、当行所定の日に変更します。

この場合、新利率は変更日以後に預入れられる預金についてその預入日（すでに預入れられている預金については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(3) 継続をする場合の利息は、継続日に元金に組入れて継続します。

ただし、自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息については、次により取扱います。

- ① 中間利払日にその自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金(M型)（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利

【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

払日における当行所定の利率を適用します。

② 満期払利息および中間利息定期預金の元利金は、満期日に自由金利型2年定期預金（M型）の元利金と合計して継続します。

(4) 継続を停止した場合の利息および期日指定定期預金の指定された満期日から1ヵ月以内に解約する場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の①乃至②の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

① 預入れの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算します。

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上1年未満	2年以上利率×20%
C. 1年以上1年6ヵ月未満	2年以上利率×30%
D. 1年6ヵ月以上2年未満	2年以上利率×40%
E. 2年以上2年6ヵ月未満	2年以上利率×50%
F. 2年6ヵ月以上3年未満	2年以上利率×60%

② 預入れの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を清算します。

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上2年未満	約定利率×50%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するとき（一部の金額を解約または書替継続する場合を含みます。）は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、預金1口毎の元金累計額が払戻請求額に達するまで、

【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

当行所定の順序により解約します。

(4) 前項により最後に解約することとなった預金は、次により解約します。

① 期日指定定期預金の場合

A. その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金の全額を解約します。

B. その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額を解約します。

(A) その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合……………1万円。

(B) その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合……………その請求額。

② 自由金利型定期預金(M型)の場合

その預金の全額を解約します。

(5) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。

① 預金者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

8. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金は、1口の自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- (2) 中間利息定期預金の利息については、第6条の規定を準用します。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

10. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、また当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (口座の自動閉鎖)

以下の条件にすべて該当する積立式定期預金口座は、口座閉鎖いたします。なお、総合口座担保となっている積立式定期預金も対象となります。

- (1) 口座残高がゼロであること
- (2) 未記帳明細がないこと
- (3) 最終取引日から2年経過していること

15. (規定等の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月現在)